

池田市官民データ活用推進計画

令和元年 7 月

池田市

計画の新規策定／改訂一覧

版数	策定／改訂年月日	計画の新規策定／改訂内容	作成部署	備考
1 版	策定：令和元年7月31日	新規策定（令和元年7月31日施行）	総務部総務課	
	策定：令和 年 月 日			
	策定：令和 年 月 日			
	策定：令和 年 月 日			
	策定：令和 年 月 日			
	策定：令和 年 月 日			

（注意）

- （1） 本計画を一部改訂したときは、該当する部分（影響するページ）を差し替え、最新化する。
- （2） 本計画の改訂後は、関係部門が管理している改正前の計画書を速やかに回収し、改訂後の計画書に差し替える。
- （3） 計画の改訂の都度、該当する部分の改訂履歴を上記に記載する。

目 次

1. 池田市の現状と課題	1
2. 池田市官民データ活用推進計画の目的.....	2
3. 池田市官民データ活用推進計画の位置付け	3
4. 池田市官民データ活用推進計画の推進体制	4
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	5
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策	7
7. セキュリティ及び個人情報の適正な取り扱いの確保	11

1. 池田市の現状と課題

池田市は全国の多くの市町村同様、少子・高齢化の進展が顕著となっており、それに伴う税収の落ち込みは地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっている。また、新たな行政課題や多様化するニーズに応えるため、効果的かつ効率的な運営が求められている。加えて、少子・高齢化は職員数の減少にもつながり、今後は限られた人的資源によって安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持する必要があることから、A I（*1）等の活用や行政手続の電子化による業務効率の向上や民間活力と官民データ（*2）の活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要である。

（*1）A I…A I（Artificial Intelligence、人工知能）とは、言語の理解や推論、問題解決等、人間にしかできなかつたような高度に知的な作業を行うことができるシステムのこと。

（*2）官民データ…国、地方公共団体及び民間事業者が保有し、事業の遂行にあたり、管理、利用及び提供される電子データ

2. 池田市官民データ活用推進計画の目的

池田市官民データ活用推進計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月19日閣議決定）」を受けて、池田市内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と市町村の施策及び都道府県の施策と市町村の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上につなげることを目的とする。また、市民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化につなげる。加えて、業務・システムの標準化やクラウド利用（*3）の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、池田市が抱える諸問題の解消を図ることを目的とする。

（*3）クラウド利用…インターネットから利用できるサービスやシステムを利用すること

3. 池田市官民データ活用推進計画の位置付け

池田市官民データ活用推進計画は、第6次池田市総合計画（平成23年1月）内「情報通信技術の活用」において推進することとしている「情報システムの機能強化」「行政情報の活用の高度化」「情報セキュリティ対策の高度化」について池田市行財政改革推進プランⅢ（平成31年3月）の最終年度である令和4年度末を計画の最終年度として具体的な施策を定めるものとする。

4. 池田市官民データ活用推進計画の推進体制

池田市官民データ活用推進計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステムの改修といった、情報関連の取り組みが必須となるが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎない。こうした取り組みを効率的に、かつ、効果的に実施していくためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠である。そのため、情報政策部局が本部となり、庁内各部署との横断的な連携を図り、必要な各種取り組みへの加速・推進を図る。

また、毎年度ごとに担当部署から各施策の報告を受けるとともに、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を本市の行政運営に反映していく。

5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「官民データの容易な利用等に係る取り組み」「手続きにおける情報通信の技術の利用等に関する取り組み」「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取り組み」「マイナンバーカード（個人番号カード）の普及及び活用に係る取り組み」「利用の機会等格差の是正に係る取り組み」の5つの取り組みを柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

（1）官民データの容易な利用等に係る取り組み（オープンデータ（*4）化の推進）

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」等を踏まえて、池田市が保有する公開可能なデータを市民等が2次利用可能な形式で公開するオープンデータ化を推進する。

（2）手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取り組み（オンライン化原則）

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスの実現及び環境への負荷軽減を目的に、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則を推進する。オンライン化を進めるため、情報システム改革及び業務の見直し（BPR）を推進する。

（*4）オープンデータ…だれもがインターネット等を通じて無償で容易に利用（加工、編集等）できるよう、機械判読に適した形で公開されたデータ。

（３）情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取り組み（標準化、デジタル化、システム改革、ＢＰＲ）

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務プロセス改革（ＢＰＲ）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、池田市内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決につなげる。

（４）マイナンバーカード（個人番号カード）の普及及び活用に係る取り組み

国はマイナンバーカードの普及に向けては、「持ちたい」と思えるカードにすることが必要として、利便性向上に取り組んでいる。池田市においては、行政サービスにおけるマイナンバーカードの利用を促進するための具体的な施策の策定を進め、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する。

（５）利用の機会等格差の是正に係る取り組み（デジタルデバイド（*５）対策等）

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

（*５）デジタルデバイド…コンピュータやインターネットなどの情報技術の利用の機会又は活用能力の格差。個人間での能力格差や、地域等による環境的格差等を指す。

6. 官民データ活用の推進に係る個別施策

(1) 官民データの容易な利用等に係る取り組み（オープンデータ化の推進）

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、地方公共団体によるオープンデータの取り組みを促進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット（*6）」等を参考として、保有する公開可能なデータのオープンデータ化を推進する。

具体的には、観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資するため、これらの分野を中心にオープンデータ化を推進する。

また、公営企業等が保有するデータのうち、公益に資するものについてオープンデータ化を促す。

(2) 手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取り組み（オンライン化原則）

マイナポータル¹の電子申請機能を活用した児童手当に関する届出や保育施設等の利用申込等の利用促進を図るとともに、マイナポータル（*7）の電子申請機能の拡充を図る。

また、市役所に配置している「マイナポータル端末（*8）」を活用し、来庁者の電子申請についても併せて促進する。

（*6）推奨データセット…オープンデータ化未実行の地方公共団体向けに策定された公開することが推奨されるデータ標準例。公共施設一覧や観光施設一覧等があげられている。

（*7）マイナポータル…政府が運営するオンラインサービス。マイナンバーによる情報提供の記録の確認や、行政機関への申請手続き、行政機関からのお知らせ等の機能を持つ。

（*8）マイナポータル端末…庁舎等でマイナポータルを利用できるようにするため、政府から地方公共団体に配布されているパソコン。

(3) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取り組み（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

① 基幹系業務等に係る情報システムにおけるクラウド導入の促進

基幹系業務等に係る情報システムにおいて、池田市では単独クラウドを導入しているところであるが、システムの次期更新に向け、他の団体とクラウドを共同利用することを想定し、共同化に当たっての課題を整理・検討する。

併せて、クラウドを導入する対象業務の拡大についても検討を進め、更なる業務の効率化を促進する。

② 地域情報プラットフォーム標準仕様の導入

地域情報プラットフォーム標準仕様は、様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様であり、各システムが保有する情報を整理するとともにシステム間で流通するデータを整理している。現在は80%を超える自治体において何らかの準拠製品が導入されている（平成30年4月1日現在）。

今後、業務システムの整備においては、他のシステムとの情報連携やデータの二次利用を促進するため、相互運用性を意識した設計を行うことを原則とする。具体的には、業務システムの整備に当たっては、同標準仕様に準拠することとする。

③ 中間標準レイアウト仕様の活用

中間標準レイアウト仕様は、業務システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数その他の属性情報等を標準的な形式として定めたレイアウト仕様である。

今後、自治体のクラウド化等のシステム更改においては、調達要件として、中間標準レイアウト仕様を活用したデータ移行を行う旨を仕様書に記載することとし、多額のデータ移行費が必要となることから発生する業者の固定化を回避し、最適な製品の選定、システムコストの削減を実現する。

④ AI等の先端技術の活用による業務プロセス改革（BPR）の推進

急速に開発や実用化が進むAI等の先端技術を積極的に活用し、サービス利用者側だけでなく、行政内部も含めて業務・サービスを便利で手軽に再構成する業務プロセス改革（BPR）を推進する。これによって、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現する。

(4) マイナンバーカード（個人番号カード）の普及及び活用に係る取り組み

来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨や、池田市が開催する各種イベントにおいてマイナンバーカードのPRを行うとともに、企業・団体への一括申請の実施を図り、住民のマイナンバーカード取得率向上を図る。

また、各種登録カードの機能をマイナンバーカードに統合する等の取り組みを推進し、マイナンバーカードの機能を高め、住民の利便性の向上及び各種カード発行等に要する経費の削減につなげる。

さらに、池田市では既にマイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスにより、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書等を取得することが可能となっているが、より浸透させるためPRに努め、利用数の拡大を図る。また、住民の利便性や地域の活性化を図るため、国が実施するマイキープラットフォーム（*9）の活用を検討・推進する。

（*9）マイキープラットフォーム…マイナンバーカードのICチップの空きスペースを活用して、公共施設や民間店舗等での各種サービスを利用する手段とするためのシステム

(5) 利用の機会等の格差の是正に係る取り組み（デジタルデバイド対策等）

① ウェブアクセシビリティ（*10）確保のための環境整備

池田市では高齢化率が26%を超えているが、あらゆる情報やサービスがウェブサイトの利用を前提としつつあり、高齢者や障害者の方にもウェブサイトの活用は重要となってきた。

上記の課題を解決し、高齢者や障害者の方も含めただれもが行政等のウェブサイトを利用しやすいようにするため、本市ウェブサイトの次回更新時には、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（*11）」に基づき JIS 規格に準拠し、利用しやすさにおいて、より一層の改善を図り、デジタルデバイドの解消に努める。

② 避難所等におけるWi-Fi（*12）環境の整備推進

池田市では、防災行政無線の設置、防災備蓄倉庫の建設等災害時に備えた取り組みを進めているところであるが、ここ数年、大雨や台風襲来が頻発し、市民が自主避難する機会も多くなっており、避難所の整備は継続した課題となっている。

災害時の情報伝達手段としてスマートフォンやタブレットを活用する場面が増加しており、避難所における通信環境の整備は重要な課題となっていることから、市内の各避難所に無料で利用可能なWi-Fi環境の構築を進める。

（*10）ウェブアクセシビリティ…年齢的・身体的条件に関わらず、インターネットで提供されている情報にアクセスし利用できること。

（*11）みんなの公共サイト運用ガイドライン…総務省作成の国及び地方公共団体等のホームページを対象としたウェブアクセシビリティを実現させるためのガイドライン。

（*12）Wi-Fi…ワイファイと読む。インターネット等の無線通信の規格の一つで現在の主流となっているもの。

7. セキュリティ及び個人情報の適正な取り扱いの確保

池田市官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成30年9月改正）」「池田市情報セキュリティポリシー（平成28年4月改訂）」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」「池田市個人情報保護条例（平成16年条例第2号）」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めることとする。

池田市総務部総務課

〒563-8666 大阪府池田市城南 1-1-1

TEL 072-754-6220

FAX 072-752-7616

E-mail jyoho@city.ikeda.osaka.jp